

城西大学における障がいのある学生の支援に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）に即して、城西大学（以下「本学」と言う。）における障がいのある学生に対する不当な差別的取扱いの解消を推進し、社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供を通じて、すべての学生が等しく学修・学生生活を送ることができるよう支援体制を整備することを目的とする。

2. 基本理念

本学は、国際連合の「障害者の権利に関する条約」及び我が国の「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則って、障がいを理由とする不当な差別の解消と、社会的障壁の除去を通じた共生社会の実現に取り組む。障がいのあるなしによって分け隔てをすることなく、互いに人格と個性を尊重し合い学生の多様性を重んじる大学を目指す。

また、全教職員と学生は、障がいの理解と合理的配慮の重要性について共に学び、障がいのある学生が他の学生と平等に教育を受け、教育・研究に参加する機会を確保し、その能力を最大限発揮できるよう、支援と環境整備に努める。

3. 基本方針

本学は、本ガイドラインの基本理念に従って、支援の指針となる基本方針を以下のよう定める。

- (1) 学生の個別の意志、選択、自己決定を尊重する。
- (2) 支援の在り方を考えるにあたっては、学生本人を交えて（必要に応じて、父母等保証人又はそれに代わる支援者も同席して）話し合い、その支援ニーズを尊重する。
- (3) 実施される支援については、学生本人に対して合理的配慮の趣旨や内容を含めた説明を行う。
- (4) 全学の関係者が連携し、建設的対話を通じて、学生に必要な支援を検討・実施する。
- (5) 障がいのあるなしに関わらず、全学生に等しく教育・研究の機会を保障する。
- (6) 個人情報の保護を徹底し、学生のプライバシーを尊重する。
- (7) 支援に関する情報を、ウェブアクセシビリティに配慮して、学内外に向けて積極的に発信する。
- (8) 障がいのある学生からの申出に基づき、過重な負担とならない範囲での合理的配慮を提供することを大学の法的義務とする。

4. 定義及び対象

本ガイドラインにおける「障がいのある学生」とは、「障害者基本法」(第2条第1号)の規定に鑑み、本学に学ぶ全学生のうち「様々な障がいがある者で、その障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」を指す。本ガイドラインが対象とする支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 入学試験から卒業(修了)までの修学等に関する支援
- (2) 学生生活上の合理的配慮および施設・制度の利用に関する支援
- (3) 就職・進学に関する支援

5. 合理的配慮の提供

- (1) 本学は、障がいのある学生から社会的障壁の除去を要する旨の支援の要請があった場合、その実施に伴う負担が過重である、もしくは他の学生との平等性を著しく欠く場合を除き、障がいのある学生の権利、尊厳、利益を侵害することにならぬよう、社会的障壁を除去するための合理的配慮を提供する。この配慮は、障がいのある学生との建設的対話を通じて決定するものとする。
- (2) 本学は、障がいのある学生に対し合理的配慮を適切かつ円滑に実施するため、必要に応じて本学の施設、制度、体制に関し改善に努める。また、ウェブサイトや情報機器等においてもアクセシビリティの向上を努める。
- (3) 本学は、障がいのある学生に対して実施する支援の内容について、合理的に説明することに努める。

6. 相談体制の確立

- (1) 本学は、障がいのある学生の所属する各研究科・各学部・別科の教員をはじめ、各事務室、学生支援部(学生サービス課、保健センター、学生相談室、キャリアサポートセンター)及び支援に関連する部署が緊密に連携し支援体制を構築する。障がいのある学生やその家族、入学希望者からの相談を受け付ける窓口として以下のものを置く。
 - 1) 各研究科、各学部、別科等、それぞれに所属する教員の中から指名された「学生に関する DEI 推進委員」
 - 2) 学生支援部(学生サービス課、保健センター、学生相談室、キャリアサポートセンター)、国際課、各学部事務室、入試課
- (2) 障がいのある学生本人が、不当な差別的扱いを受けたと感じた場合において、その相談に応じるための窓口を、下記の通り指定する。
 - 1) 学生に関する DEI 推進委員会
 - 2) 学生支援部(学生サービス課、保健センター、学生相談室)
 - 3) ハラスメント防止委員会(不当な差別的取り扱い、ハラスメントに関する相談窓口)

- (3) 学生に関する DEI 推進委員会では、障がい学生支援の方策・課題の検討・審議、支援方法の研究・開発を行い、障がいのある学生の支援に係る全学的な取り組みについて学長に助言し、支援の実施を推進・支援するとともに、各部署間の調整を行い、円滑な支援の実施を確保する。

7. 啓発

- (1) 本学は、全教職員に対し、障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の提供義務に関する理解を促進するため、定期的かつ体系的な研修・啓発を実施する。あわせて、障がいのある学生が直面する困難や障がい特性に対する正しい理解を深め、支援の質の向上と教育現場における共生の実現を目指す。
- (2) 教職員が、障がいのある学生に対して不当な差別的取り扱いを行った場合、あるいは過度の負担その他正当な理由なく合理的配慮の提供を怠った場合、本学は、当該教職員に対し指導・研修の受講など適切な対応を命じることとする。これにより、再発防止と教職員の意識改革を図る。

8. 情報公開

本学は、障がいのある学生及び本学への入学希望者等に対して、支援のガイドラインや相談体制、合理的配慮の提供例、支援手続の流れ等の情報を、大学公式ホームページをはじめとする媒体を通じて公開する。これにより、支援内容の透明性を高め、本人の自己決定を支援する環境の整備を図る。

障がいのある入学希望者に対しては、入試課および進学を希望する各研究科、各学部、別科が連携し、合理的配慮の申出方法や相談体制に関する情報を適切に提供し、入学前からの円滑な支援環境づくりに努める。

9. 学長の責務

学長は、障がいのある学生への不当な差別的取扱いを防止し、合理的配慮の確実な提供と環境整備を推進する責務を有する。また、障がいのある学生への支援体制を強化するため、「学生に関する DEI 推進委員会」を設置し、合理的配慮の提供、相談体制の整備、教職員への啓発・研修、学内方針の審議・調整などを担わせる。また、差別に関する問題が発生した場合は、学長の責任のもと、関係部署と連携し、速やかかつ適切な調査・対応・再発防止策の実施に努めるものとする。

2018年4月1日

城西大学

2022年11月25日 改訂

2026年4月1日 改訂